

令和 7 年度

2 級土木施工管理技術検定 《検定区分》

第二次検定

(受検種別:土木・鋼構造物塗装・薬液注入)

旧受検資格 受検の手引

申込受付期間

令和 7 年 7 月 2 日(水)～ 7 月 16 日(水)[消印有効]

試験日

令和 7 年 10 月 26 日(日)

この手引は、申込書類提出後も必要となりますので、大切に保管してください。

※申込書類提出後の種別、検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター

はじめに

2級土木施工管理技術検定（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）は、建設業法に基づき、建設工事に従事する施工技術の確保、向上を図ることにより、資質を向上し、建設工事の適正な施工の確保に資するもので、国土交通大臣指定試験機関である一般財団法人全国建設研修センターが実施する国家試験です。

2級土木施工管理技術検定は、令和元年度の法改正により、令和3年度から第一次検定及び第二次検定によって行われ、第一次検定に合格すれば必要な実務経験年数を経て第二次検定の受検資格が得られます。第一次検定合格者は「2級土木施工管理技士補」、第二次検定合格者は「2級土木施工管理技士」の国家資格を取得することができます。

今般、建設業における担い手確保、育成を図るため、技術検定の受検資格見直し等の関係法令等の改正が行われ、受検資格は、令和6年度から、第二次検定は学歴ごとに定められていた卒業後の一定の実務経験を有する者から、学歴に関係なく第一次検定合格後の一定の実務経験を有する者になりました。なお、令和10年度までは、制度改正前の第二次検定の旧受検資格での受検も可能となる経過措置期間が設けられています。

本手引は、2級土木施工管理技術検定制度改正前の旧受検資格による第二次検定の申込みをするため、受検資格、必要な諸手続き、提出書類、申込書類の作成要領、試験要領等についてまとめたものです。

申込みされる方は、本手引に従い、申込みをしていただくようお願いします。

また申込みされるにあたっては、最近申込み手続きに関する不備な事象が発生していることから、次の諸点に十分ご注意ください。

- ・2級土木施工管理技術検定においては、実務経験については非常に重要であることから、どのような場合でも他の検定種目との重複は認めておりませんので十分ご確認ください。
- ・また実務経験については、証明者による証明が必要ですので、記載内容等に関し必ず証明者にも十分な確認を依頼してください。
- ・さらに申込書類の記載等に不備がある場合は、受検もしくは合格が取り消される場合がありますので、記載内容等について十分にご確認ください。

目 次

1. 2 級土木施工管理技士の資格取得までの流れ 4

2. 「第二次検定のみ」の受検対象者(旧受検資格)および提出書類 5

3. 実務経験について..... 9

4. 実務経験の証明について..... 16

5. 受検資格に係わらず提出が必要な書類..... 17

6. 受検資格、受検対象区分に応じて提出が必要な証明書類..... 18

7. 再受検申込みについて..... 19

8. 申込書類の作成方法について (A票・C票・D票の作成) 20

9. 受検申込受付期間・申込方法等について..... 27

10. 受検手数料..... 27

11. 受検取消について..... 27

12. 住所変更等について..... 27

13. 受検票の送付について..... 28

14. 受検地変更について..... 28

15. 試験日時・試験地・試験の内容について..... 29

16. 受検に際しての注意..... 31

17. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて..... 32

18. 試験問題の公表について..... 32

19. 合格発表について..... 32

20. 第二次検定合格証明書の交付申請手続について..... 33

21. 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請について..... 34

22. 国外における実務経験について..... 35

23. よくある質問..... 36

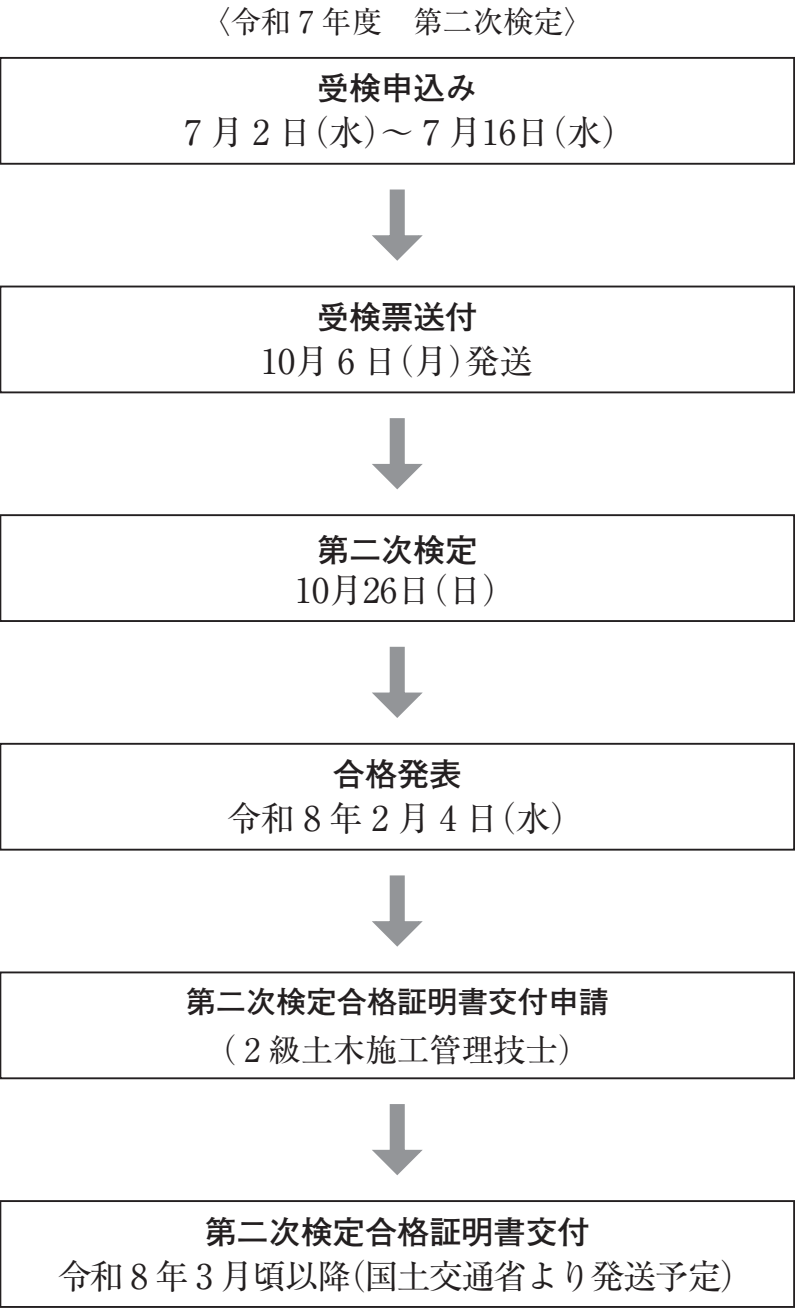
24. (様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について 37

25. (様式ロ) 受検辞退届(受検申込後の取消手続きについて)..... 38

施工管理技術検定における自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について..... 39

土木施工管理技術検定「指定学科一覧」 41

1. 2 級土木施工管理技士の資格取得までの流れ



2. 「第二次検定のみ」の受検対象者（旧受検資格）および提出書類

(1) 受検対象者

以下の受検対象区分①～④のいずれかに該当する者が「第二次検定のみ」を受検できます。

受検対象区分①

「第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定のみ合格した者

・再受検申込者に該当します。

※第一次検定が免除されるのは、合格した第一次検定と同じ受検種別に限ります。

受検対象区分②

「第一次検定のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者

※第一次検定が免除されるのは、合格した第一次検定と同じ受検種別に限ります。

受検対象区分③

技術士試験の合格者*で、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者

※技術士法による第二次試験（平成15年文部科学省令第36号による技術士法施行規則の一部改正前の第二次試験合格者を含む）のうち以下の技術部門に合格した者

- ・建設部門
- ・水道部門
- ・上下水道部門（水道部門）
- ・農業部門（選択科目：農業土木、農業農村工学）
- ・林業部門（選択科目：森林土木）
- ・森林部門（選択科目：森林土木）
- ・水産部門（選択科目：水産土木）
- ・総合技術監理部門（選択科目：建設部門、水道部門、上下水道部門のいずれかに係るもの）
- ・総合技術監理部門（選択科目：農業農村工学、農業土木、森林土木、水産土木）

受検対象区分④

平成28年度から令和2年度の「学科試験のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者は、当該合格年度の初日から起算して12年以内に連続して2回の「第二次検定」を第一次検定免除で受検することができます。

※第一次検定が免除されるのは、合格した学科試験と同じ受検種目・受検種別に限ります。

(2) 提出書類

受検対象区分によって提出書類が異なりますので、受検対象区分に応じた必要書類を提出してください。

受検対象区分①

この受検対象区分の方は、再受検申込者に該当します。

インターネットでの申込みとなり、書面による申込みはできません。

再受検申込みの詳細は、当センターホームページを確認してください。

受検対象区分②

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込の方は19ページを参照してください。

- ・ **A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・2級土木施工管理技術検定第一次検定に合格したことを証する書類（写）
- ・卒業証明書（18ページ参照）
- ※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。

受検対象区分③

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込の方は19ページを参照してください。

- ・ **A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・技術士第二次試験に合格したことを証する書類（18ページ参照）
- ・卒業証明書（18ページ参照）
- ※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。

受検対象区分④

《有効期間内における連続する1回目の受検申込者の提出書類》

- ・ **A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・学科試験合格通知書の写し（18ページ参照）
- ・卒業証明書（18ページ参照）
- ※平成28年度以降の学科試験合格者で実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。

《有効期間内における連続する2回目の受検申込者の提出書類》

- ・ **A票**（**A-1**、**A-2**のみ記入）
- ・ **C票**（必要事項全て記入）
- ・ **D票**（「振替払込受付証明書（お客様用）」と「令和6年度の受検票等」を貼り付けたもの）
- ・証明用写真（17ページ参照）

(3) 受検資格(旧受検資格)および提出書類（受検対象区分②、③、④の者）

- (1) 受検資格区分（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類（**A票**、**C票**、**D票**）及び必要な証明書類等を提出してください。
※申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません。
- (3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、9～16ページを参照してください。

- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、41ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は19ページを参照してください。

ご注意

・ 申込書類提出後の種別、検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

受検資格区分(イ)(ロ)(ハ)(ニ)最終学歴卒業後の実務経験年数

区分	学 歴	土木施工管理に関する必要な実務経験年数		申 込 み に 必 要 な 書 類	
		指 定 学 科	指定学科以外	受検資格に応じて必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」 ^{*1}	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数	卒業証明書（18ページ参照） ・ 卒業証明書は原本のみ ・ 卒業式で授与される卒業証書は不可 ・ 卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等（原本のみ）が必要です ・ 高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です（記載がない場合は別途証明書が必要） ・ 専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① A票 ・ 21～22ページ参照 ② C票 ・ 25～26ページ参照 ・ 証明用写真を貼付（17ページ参照） ③ D票 ・ 24ページ参照 ・ 振替払込受付証明書を貼付（17ページ参照） ④ 住民票 ・ 17ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」 ^{*2}	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他（学歴を問わず）	8年以上の実務経験年数		—	

*1 18ページ参照
*2 18ページ参照

3. 実務経験について

(1) 実務経験とは

「実務経験」とは、建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験をいい、具体的には次の①～③をいいます。

- ① 受注者（請負人）として施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む）
- ② 発注者側における現場監督技術者等（補助者としての経験も含む）としての経験
- ③ 設計者等による工事監理の経験（補助者としての経験も含む）

また、それらに関して具体的な工事種別・工事内容・従事した立場等については10～11ページを参照してください。（実務経験の内容に不備があると受検できません）

(2) 実務経験の申請にあたって

- ① 実務経験は、受検資格（5～6ページ）の基本となる極めて重要な内容ですので、申込みにあたっては、実務経験に関する**A票**、**C票**について、21～26ページをよく確認の上、作成してください。
- ② 申請書の記載内容は、提出後の訂正等は出来ませんので十分注意して記入してください。
- ③ 実務経験は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。
- ④ 勤務先が変わった場合は、行を変えて記入してください。書ききれない場合は20ページ注意事項④の要領で作成してください。
- ⑤ 受検種別「土木」で申請する方は、10ページ〔表Ⅰ〕①から該当する工事種別・工事内容を選んで記号と番号を記入してください。
- ⑥ 受検種別「鋼構造物塗装」または「薬液注入」で申請する方は、11ページ〔表Ⅰ〕②、③から該当する工事種別・工事内容を選んで記号と番号を記入してください。
- ⑦ 従事した立場は、11ページの〔表Ⅱ〕から該当するものを選び記号を記入してください。
- ⑧ 実務経験証明書は、証明者による証明を必ずもらってから提出してください。
- ⑨ 12ページの（3）、（4）に該当する工事及び業務・作業等は実務経験になりません。

〔表Ⅰ〕土木施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容

①受検種別「土木」に該当する工事種別・工事内容

工事種別	工事内容
A. 河川工事	1. 築堤工事、2. 護岸工事、3. 水制工事、4. 床止め工事、5. 取水堰工事、6. 水門工事、7. 樋門(樋管)工事、8. 排水機場工事、9. 河道掘削(浚渫工事)、10. 河川維持工事(構造物の補修)
B. 道路工事	1. 道路土工(切土、路体盛土、路床盛土)工事、2. 路床・路盤工事、3. 法面保護工事、4. 舗装(アスファルト、コンクリート)工事(※個人宅地内の工事は除く)、5. 中央分離帯設置工事、6. ガードレール設置工事、7. 防護柵工事、8. 防音壁工事、9. 道路施設等の排水工事、10. トンネル工事、11. カルバート工事、12. 道路付属物工事、13. 区画線工事、14. 道路維持工事(構造物の補修)
C. 海岸工事	1. 海岸堤防工事、2. 海岸護岸工事、3. 消波工事、4. 離岸堤工事、5. 突堤工事、6. 養浜工事、7. 防潮水門工事
D. 砂防工事	1. 山腹土工事、2. 堰堤工事、3. 地すべり防止工事、4. がけ崩れ防止工事、5. 雪崩防止工事、6. 溪流保全(床固め工、帯工、護岸工、水制工、溪流保護工)工事
E. ダム工事	1. 転流土工事、2. ダム堤体基礎掘削工事、3. コンクリートダム築造工事、4. 基礎処理工事、5. ロックフィルダム築造工事、6. 原石採取工事、7. 骨材製造工事
F. 港湾工事	1. 航路浚渫工事、2. 防波堤工事、3. 護岸工事、4. けい留施設(岸壁、浮桟橋、船揚げ場等)工事、5. 消波ブロック製作・設置工事、6. 埋立工事
G. 鉄道工事	1. 軌道盛土(切土)工事、2. 軌道敷設(レール、まくら木、道床敷砂利)工事(架線工事を除く)、3. 軌道路盤工事、4. 軌道横断構造物設置工事、5. ホーム構築工事、6. 踏切道設置工事、7. 高架橋工事、8. 鉄道トンネル工事、9. ホームドア設置工事
H. 空港工事	1. 滑走路整地工事、2. 滑走路舗装(アスファルト、コンクリート)工事、3. エプロン造成工事、4. 滑走路排水施設工事、5. 燃料タンク設置基礎工事
I. 発電・送変電工事	1. 取水堰(新設・改良)工事、2. 送水路工事、3. 発電所(変電所)設備コンクリート基礎工事、4. 発電・送変電鉄塔設置工事、5. ビット電線路工事、6. 太陽光発電基礎工事
J. 通信・電気土木工事	1. 通信管路(マンホール・ハンドホール)敷設工事、2. とう道築造工事、3. 鉄塔設置工事、4. 地中配管埋設工事
K. 上水道工事	1. 公道下における配水管本管(送水管)敷設工事、2. 取水堰(新設・改良)工事、3. 導水路(新設・改良)工事、4. 浄水池(沈砂池・ろ過池)設置工事、5. 浄水池ろ材更生工事、6. 配水池設置工事
L. 下水道工事	1. 公道下における本管路(下水管・マンホール・汚水樹等)敷設工事、2. 管路推進工事、3. ポンプ場設置工事、4. 終末処理場設置工事
M. 土地造成工事	1. 切土・盛土工事、2. 法面処理工事、3. 擁壁工事、4. 排水工事、5. 調整池工事、6. 墓苑(園地)造成工事、7. 分譲宅地造成工事、8. 集合住宅用地造成工事、9. 工場用地造成工事、10. 商業施設用地造成工事、11. 駐車場整地工事 ※個人宅地内の工事は除く
N. 農業土木工事	1. 圃場整備・整地工事、2. 土地改良工事、3. 農地造成工事、4. 農道整備(改良)工事、5. 用排水路(改良)工事、6. 用排水施設工事、7. 草地造成工事、8. 土壌改良工事
O. 森林土木工事	1. 林道整備(改良)工事、2. 擁壁工事、3. 法面保護工事、4. 谷止工事、5. 治山堰堤工事
P. 公園工事	1. 広場(運動広場)造成工事、2. 園路(遊歩道・緑道・自転車道)整備(改良)工事、3. 野球場新設工事、4. 擁壁工事
Q. 地下構造物工事	1. 地下横断歩道工事、2. 地下駐車場工事、3. 共同溝工事、4. 電線共同溝工事、5. 情報ボックス工事、6. ガス本管埋設工事
R. 橋梁工事	1. 橋梁上部(桁製作、運搬、架設、床版、舗装)工事、2. 橋梁下部(橋台・橋脚)工事、3. 橋台・橋脚基礎(杭基礎・ケーソン基礎)工事、4. 耐震補強工事、5. 橋梁(鋼橋、コンクリート橋、PC橋、斜張橋、つり橋等)工事、6. 歩道橋工事
S. トンネル工事	1. 山岳トンネル(掘削工、覆工、インバート工、坑門工)工事、2. シールドトンネル工事、3. 開削トンネル工事、4. 水路トンネル工事
T. 土木構造物解体工事	1. 橋脚解体工事、2. 道路擁壁解体工事、3. 大型浄化槽解体工事、4. 地下構造物(タンク)等解体工事
U. 建築工事 (ビル・マンション等)	1. PC杭工事、2. RC杭工事、3. 鋼管杭工事、4. 場所打ち杭工事、5. PC杭解体工事、6. RC杭解体工事、7. 鋼管杭解体工事、8. 場所打ち杭解体工事、9. 建築物基礎解体後の埋戻し、10. 建築物基礎解体後の整地工事(土地造成工事)、11. 地下構造物解体後の埋戻し、12. 地下構造物解体後の整地工事(土地造成工事)
V. 個人宅地工事	1. PC杭工事、2. RC杭工事、3. 鋼管杭工事、4. 場所打ち杭工事、5. PC杭解体工事、6. RC杭解体工事、7. 鋼管杭解体工事、8. 場所打ち杭解体工事
W. 浄化槽工事	1. 大型浄化槽設置工事(ビル、マンション、パーキングエリアや工場等大規模な工事)
X. 機械等設置工事 (コンクリート基礎)	1. タンク設置に伴うコンクリート基礎工事、2. 煙突設置に伴うコンクリート基礎工事、3. 機械設置に伴うコンクリート基礎工事
Y. 鉄管・鉄骨製作	1. 橋梁、水門扉の工場での製作
Z. 上記に分類できないその他の土木工事	代表的な工事内容を実務経験証明書の工事内容欄に記入してください。

※「解体工事業」は建設業許可業種区分に新たに追加されました。（平成28年6月1日施行）
※解体に係る全ての工事が土木工事として認められる訳ではありません。
※上記道路維持工事（構造物の補修）には道路標識柱、ガードレール、街路灯、落石防止網等の道路付帯設備塗装工事が含まれます。

受検種別「鋼構造物塗装」または「薬液注入」で申込する方は11ページの表から選んでください。

②受検種別「鋼構造物塗装」に該当する工事種別・工事内容

工事種別	工事内容
A A. 鋼構造物塗装工事	1. 鋼橋塗装工事、2. 鉄塔塗装工事、3. 樋門扉・水門扉塗装工事、4. 歩道橋塗装工事

※該当する工事内容がない場合は、実務経験証明書の工事内容欄に直接記入してください。

③受検種別「薬液注入」に該当する工事種別・工事内容

工事種別	工事内容
A B. 薬液注入工事	1. トンネル掘削の止水・固結工事、2. シールドトンネル発進部・到達部地盤防護工事、 3. 立坑底盤部遮水盤造成工事、4. 推進管周囲地盤補強工事、 5. 鋼矢板周囲地盤補強工事※建築工事、個人宅地内の工事は除く

※該当する工事内容がない場合は、実務経験証明書の工事内容欄に直接記入してください。

[表Ⅱ] 土木施工管理に関する実務経験として認められる従事した立場

受検資格として認められる工事に携わったときの立場	
○施工管理（請負者の立場での現場管理業務）→	イ. 工事係 ロ. 工事主任 ハ. 主任技術者 ニ. 現場代理人 ホ. 施工監督 ヘ. 施工管理係 ト. 現場施工係
○施工監督（発注者の立場での工事監理業務）→	チ. 発注者側監督員
○設計監理（設計者の立場での工事監理業務）→	リ. 工事監理等
※設計監理業務を一括で受注している場合、その業務のうち、工事監理業務期間のみ認められます。	

(3) 土木施工管理に関する実務経験とは認められない工事等

工 事 種 別	工 事 内 容
建築工事 (ビル・マンション等)	躯体工事、仕上工事、基礎工事、杭頭処理工事、 建築基礎としての地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む) 等
個人宅地内の工事	個人宅地内における以下の工事 造成工事、擁壁工事、地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、建屋解体工事、 建築工事及び駐車場関連工事、基礎解体後の埋戻し、基礎解体後の整地工事 等
解体工事	建築物建屋解体工事、建築物基礎解体工事 等
上水道工事	敷地内の給水設備等の配管工事 等
下水道工事	敷地内の排水設備等の配管工事 等
浄化槽工事	浄化槽設置工事(個人宅等の小規模な工事) 等
外構工事	フェンス・門扉工事等囲障工事 等
公園(造園)工事	植栽工事、修景工事、遊具設置工事、防球ネット設置工事、墓石等加工設置工事 等
道路工事	路面清掃作業、除草作業、除雪作業、道路標識工場製作、道路標識管理業務 等
河川・ダム工事	除草作業、流木処理作業、塵芥処理作業 等
地質・測量調査	ボーリング工事、さく井工事、埋蔵文化財発掘調査 等
電気工事 通信工事	架線工事、ケーブル引込工事、電柱設置工事、配線工事、電気設備設置工事、変電所建 屋工事、発電所建屋工事、基地局建屋工事 等
機械等製作・塗装・据付工事	タンク、煙突、機械等の製作・塗装及び据付工事 等
コンクリート等製造	工場内における生コン製造・管理、アスコン製造・管理、コンクリート2次製品製造・ 管理 等
鉄管・鉄骨製作	工場での製作 等
建築物及び建築付帯設 備塗装工事	階段塗装工事、フェンス等外構設備塗装工事、手すり等塗装工事、鉄骨塗装工事 等
機械及び設備等塗装工 事	プラント及びタンク塗装工事、冷却管及び給油管等塗装工事、煙突塗装工事、広告塔塗 装工事 等
薬液注入工事	建築工事（ビル・マンション等）における薬液注入工事（建築物基礎補強工事等）、 個人宅地内の工事における薬液注入工事、不同沈下建造物復元工事 等

(4) 土木施工管理に関する実務経験とは認められない業務・作業等

※ 土木工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 測量、調査（点検を含む）、設計（積算を含む）、保守・維持・メンテナンス等の業務
※ただし、施工中の工事測量は認める。
- ③ 現場事務、営業等の業務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、学校（大学院等）、訓練所等における研究、教育及び指導等
の業務
- ⑤ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑥ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑦ 単なる土の掘削、コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等の作業、単に塗料を塗布する作業、
単に薬液を注入するだけの作業等

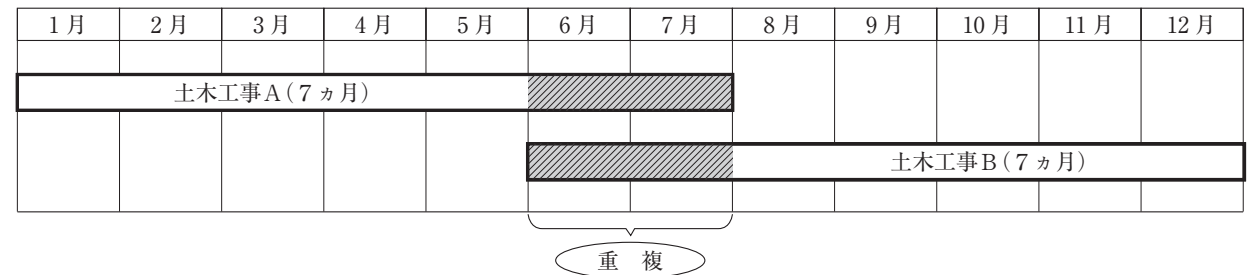
※ 上記の業務以外でも、その他土木施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、全て受検でき
ません。

(5) 土木施工管理技術検定における実務経験の重複の考え方について

技術検定の実務経験申請にあたっては、主に他の業種区分に対応している 5 検定種目（建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理）の工事の経験を、重複して申請することはできません。

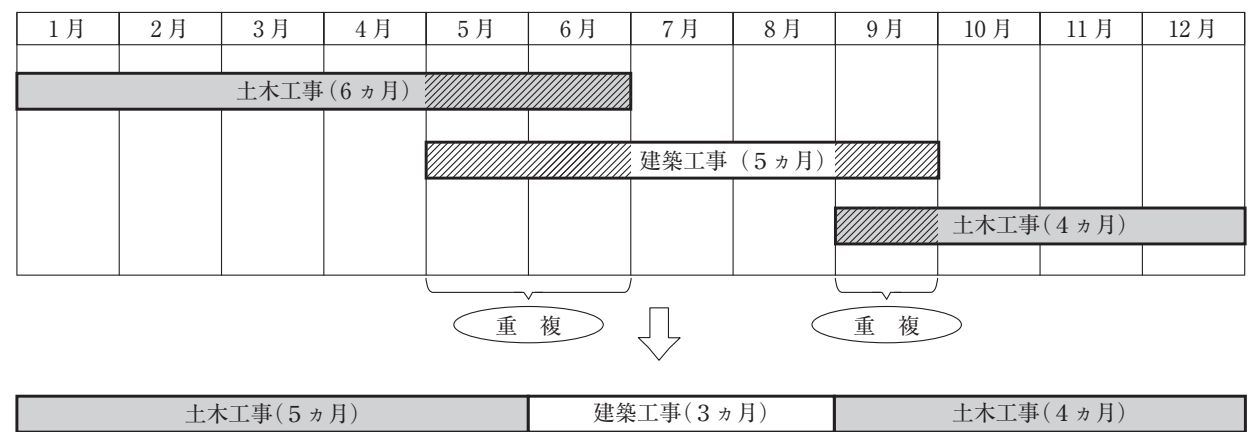
- ①同じ検定種目にかかる複数の工事現場を担当している期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、土木の実務経験を14 ヶ月とすることはできません。実務経験は12 ヶ月となります。

（例：2つの土木工事の工期の一部が重複している場合）



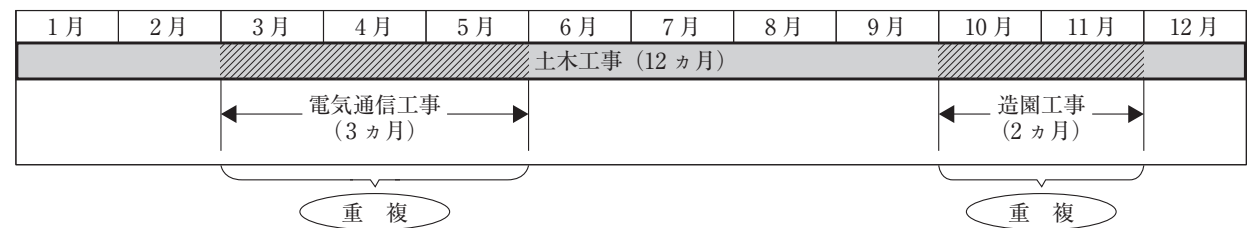
- ②1年間に異なる検定種目にかかる複数の工事を経験し、このうち土木工事と建築工事で3 ヶ月の重複部分がある場合の事例です。このように、重複部分は実際の工事の従事割合（例えば日数）に応じて按分し、合計期間が1年（12 ヶ月）を超えないようにする必要があります。

（例：土木工事と建築工事の工期の一部が重複している場合）



- ③複合的な一式工事の施工に従事した場合、同一期間を重複して申請することは認められません。

（例：土木工事に含まれる種別の異なる工事を施工した場合）



注1 例えば、土木工事として12 ヶ月申請した場合、電気通信工事3 ヶ月及び造園工事2 ヶ月は重複して申請できません。
注2 例えば、電気通信工事として3 ヶ月申請した場合、土木工事の申請可能期間は9 ヶ月です。
注3 元請けの場合で上記のように期間が明確でない場合は、実際の工事の従事割合（例えば日数）に応じて按分し、他種目の申請と重複しないようにする必要があります。

(6) 実務経験年数の計算について

- ① 実務経験年数は令和7年7月31日現在で計算してください。
② 実務経験年数が必要年数に満たない場合は、令和7年8月1日から10月25日までの期間（以下、見込期間）を実務経験に算入することができます。
③ 見込期間等について変更があった場合は必ず土木試験課にご連絡ください。見込期間に予定していた実務経験が積み重ならなかったため受検資格が得られなかった場合は、試験日前日までに申し出があった場合に限り、受検手数料から郵便料・為替発行料を差し引いた金額を返金（普通為替）します。

(7) 土木工事の実務経験として認められる職業訓練等について

産業開発青年隊

- ① 施工管理課程と専攻課程の修了者は、在学期間を実務経験年数に算入できます。

職業訓練施設

- ① 国土交通省が認定した職業訓練に限り訓練期間を実務経験年数に算入できます。
- ② 職業訓練を実務経験に算入するにあたっては以下の制約事項に留意してください。

※ 該当する訓練施設については、当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。

※ 訓練施設の「修了証明書」が必要です。ただし、修了証明書が発行されない訓練施設は「修了証書の写し」を必ず添付してください。

※ 職業訓練の実務経験期間を算入できるのは、受検資格を満たすために必要となる実務経験年数の3分の2までです。3分の1以上の期間は現場での実務が必要となります。

※ 複数の職業訓練を修了した場合、実務経験に算入できるのはいずれか一つの職業訓練に限ります。

※ 実務経験の期間と職業訓練期間を重複して計上することはできません。

※ 職業訓練の訓練期間と現場での実務経験を合算した年数を、実務経験年数の合計欄に記入してください

※ 受検申請時点で未修了の職業訓練は、実務経験年数に算入できません。

※ 実務経験証明書A-3の記入は以下のとおりに記入してください。

(職業訓練の記入例)

勤務先欄には訓練施設名、所属欄には訓練科・課程名、工事種別・工事内容欄には職業訓練と記入し、従事した立場欄は訓練生と記入してください。

A-3

2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験について、チェックリスト A-4を確認し、記載に間違いがないことを証明します。

国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿

(証明者) 会社又は事業者名△△建設株式会社
所在地札幌市中央区○○○3-3 TEL. 011-230-XXXX
役職名代表取締役社長
氏名○○○

(作成日) 令和 7 年 7 月 10 日

受検申請者

氏名

小平 二郎

生年日

昭和 9 年 5 月 31 日生

証明者との関係

社長と社員

本籍

北海

現住所

〒003-XXXX) 札幌市白石区○○町×-×-× ハイツ△△×号室

受検種目に関する実務経験

勤務先名

勤務先所在地

所 属
(部課名)

在職期間中の受検種目に関する
実務経験の内容

工事種別

工事内容

従事した立場

在職期間中の受検種目に関する
実務経験年数

H31年4月～R2年3月

1年0ヵ月

〇〇高等技術専門学校

北海道〇〇市〇〇1-3

土木施工科

職業訓練

職業訓練

訓練生

R2年4月～R4年7月

2年3ヵ月

△△建設(株)

札幌市中央区○○○3-3

工務第1課

A

2

へ

年 月～ 年 月

年 ヵ月

年 月～ 年 月

年 ヵ月

年 月～ 年 月

年 ヵ月

年 月～ 年 月

年 ヵ月

実務経験年数の合計

3年3ヵ月

(8) 夜間部卒業者の実務経験年数について

夜間部卒業者が、在学中の実務を経験年数に加えたい場合、夜間部等の記載がある卒業証明書が必要です。この場合、一つ前の学歴での実務経験年数が必要となり、卒業証明書も合わせて必要となる場合があります。なお、夜間部を最終学歴とした場合は、夜間部在学中の実務を実務経験年数に含めることはできません。

(9) 国外における実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う日本国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。

また、上記以外の国外における実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別申請し、認定書の交付を受けることで、土木施工管理の技術検定を受検することができます。ただし、申請者の現住所が国外の場合は申請できません。(35ページ参照)

4. 実務経験の証明について

(1) 証明者の方へ

- ① 証明者は原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理の立場で受検申込者の人事権を有する方（人事部長・支店長等）も認められます。
派遣の場合、証明については、派遣先企業による証明が必要です。ただし、派遣先企業による証明が困難な場合は、派遣元企業による証明とし、原則として、以下の内容が全て確認できる派遣等契約書や派遣元管理台帳等の写しが必要となります。
・派遣者（受検者）氏名、派遣期間、派遣元・派遣先企業名、派遣業者の許可番号
※一つの書面で確認がとれない場合は、複数の書面の提出が必要となります。
- ② 証明者は別添「証明者の方へのお願い」を確認し、実務経験を証明してください。
- ③ 実務経験に申請者の旧所属会社での実務経験が含まれている場合は、その部分も含め十分確認及び証明をお願いします。
- ④ 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明とします。この場合、以前の実務経験について内容等は十分確認してください。ただし、建設工事を発注または受注していない会社は、実務経験を証明することができません。
- ⑤ 現在失業中の場合は、実務経験を申請する内容に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。
（会社の倒産等の理由で証明を受けられない場合は、当センターまでお問い合わせください）
- ⑥ **A票**の**A-4**「チェックリスト」についても、内容等確認して確認欄に記入してください。

(2) 受検申込者自身が代表者（経営者）である場合

- ① 原則は(1)のとおりです。
- ② 役職名欄には、自身が代表者と分かるように、必ず「代表者」と記入してください。
- ③ 証明者欄には、代表者名(受検申込者氏名)を明記し、証明者との関係欄は「本人」と記入してください。

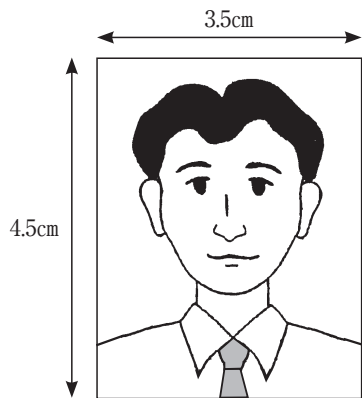
5. 受検資格に係らず提出が必要な書類

(1) 住民票（コピー不可）

- ① 受検申込者の「氏名」「生年月日」が確認できるものであれば発行年月日は問いません。
※本籍地は省略されたもので構いません。
※住所が現住所と一致していなくても構いません。
- ② 以下の方は住民票の提出は不要です。
 - ・受検対象区分①の方。
 - ・受検対象区分②～③の再受検申込者（19ページ参照）
 - ・受検対象区分④で有効期間内における連続2回目の受検申込者。
 - ・婚姻等の改姓により他の添付書類の旧姓との照合のため戸籍抄本を添付する方。
- ③ 住民票コードでの提出はできません。

(2) 証明用写真（パスポート用）（**C票**に貼付）

試験当日、本人確認を行いますので、鮮明な写真を提出してください。提出された証明用写真を審査した結果、規格に合わないと判断した場合、再度撮りなおして再提出して頂きます。なお、申込時に提出された写真は、検定合格証明書に印刷されます。



提出写真の規格

- ・パスポート用（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・6ヵ月以内に撮影したもの（白黒でも可）
- ・正面、無背景、鮮明であること（焦点があっていること）
- ・明るさやコントラストが適切で影のないもの
- ・前髪で目元や輪郭が隠れていないこと
- ・眼鏡の光の反射やフレームが目にかかっていないこと
- ・サングラスやマスク、帽子等を着用していないもの
- ・笑顔でないもの（歯が見えていないもの）

※**C票**の写真貼付欄のシールをはがして貼ってください。

（写真の裏面に級別、氏名、受検希望地を必ず記入してください）

※試験当日の本人確認の際、顔写真が実際と大きく異なる等本人確認が難しい場合には、試験監督員が運転免許証等の提示や説明を求めることがあります。

(3) 振替払込受付証明書（お客さま用）（**D票**に貼付）

- ① 第二次検定受検手数料は、同封の振替払込用紙で必ず個人別に郵便局の窓口で6,000円を払込み、振替払込受付証明書（お客さま用）の原本を**D票**の貼付欄に全面のりづけしてください。
※郵便局の「日附印」が無いものおよびコピーは受付できません。
- ② 振替払込請求書兼受領証は、領収書に代わるものですので大切に保管してください。
- ③ ゆうちょ銀行（郵便局）のATMを利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、控えとしてコピーをとり、ご利用明細票の原本を貼付してください。
- ④ インターネットバンキングや電信振替（口座振替）での払込みは受け付けません。
- ⑤ ミシン目で繋がった**C票**とは同じ番号で管理しますので、申込書を2部以上購入された方は、払込用紙と**C票**を入れ違えて払込みされませんようご注意ください。

6. 受検資格、受検対象区分に応じて提出が必要な証明書類

(1) 卒業証明書（コピー不可）

- ① 卒業証明書の発行日は問いません。
- ② 卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）を添付してください。
- ③ 大学院修了の方は、その一つ前の学歴で受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
- ④ ご自身が高度専門士又は専門士の称号を付与されているかの確認は卒業した学校へお問い合わせください。
- ⑤ 当センターホームページ内の「指定学科一覧」に記載されている専攻科の修了者は、卒業証明書と専攻科の修了証明書が両方必要です。
- ⑥ 当センターホームページ内の「指定学科一覧」に記載されている「職業訓練施設」の修了者は、修了証明書が必要です。
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等になります。（合格証明書を添付してください）
- ⑧ 大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合には、当センター土木試験課にお問い合わせください。
- ⑨ 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された方は、大学卒業者として取り扱いますので学位授与証明書を添付してください。（指定学科として受検申込みする場合、「土木工学」「建築学」の専攻区分が記載された学位授与証明書が必要です）
- ⑩ 日本国外の学校を卒業した方は34ページを参照してください。

(2) 成績証明書または履修証明書（コピー不可）

- ① 当センターホームページ内の「指定学科一覧」表中で「※」が付記された学科は指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書の他に履修科目および修得単位数が確認できる「成績証明書」または「履修証明書」が必要です。
- ② 必要な履修科目および単位数については、当センターのホームページで確認してください。

(3) 2級土木施工管理技術検定の学科試験合格通知書（写）

- ① 受検対象区分④の方は提出が必要です。
- ② 合格通知書が旧姓の方は、戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）を提出してください。
- ③ 合格通知書を紛失した方は、**D票**の紛失届に必要な事項を分かる範囲で記入してください。

(4) 2級土木施工管理技術検定の第一次検定に合格したことを証する書類（写）

- ① 受検対象区分②の方は提出が必要です。紛失した方は、**D票**の紛失届に必要な事項を分かる範囲で記入してください。
- ② 合格通知書が旧姓の方は、戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）を提出してください。

(5) 技術士第二次試験に合格したことを証する書類

※受検対象区分③の方は次の（イ）～（ニ）のうち、いずれか一つの提出が必要です。

- （イ）技術士試験合格証明書（写） （ロ）技術士第二次試験合格証（写）
- （ハ）技術士登録証（写） （ニ）技術士登録等証明書（コピー不可）

（農業、林業、森林、水産、総合技術監理部門については上記証明書の他に、選択科目が記載されているもの（受検票等）も必要です）

※専門学校について 学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされている。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができる。高度専門士及び専門士とは、専修学校専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができる。 * 1「高度専門士」の要件 ①修業年数が4年以上であること。 ②全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。 ③体系的に教育課程が編成されていること。 ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。 * 2「専門士」の要件 ①修業年数が2年以上であること。 ②全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。 ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。 ④高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

7. 再受検申込みについて(受検対象区分②、③で、直近の受検実績(欠席を含む)が平成16年度から令和2年度の方)

※受検対象区分①及び直近の受検実績(欠席を含む)が令和3年度以降の受検対象区分②、③の方は、インターネットから直接再受検申込みを行ってください。(書面による申込みはできません。)詳細は、当センターホームページをご確認ください。

(1) 次のいずれかの方が書面での再受検申込者に該当します。

・受検対象区分②③で、直近の実地試験の受検実績(欠席を含む)が平成16年度から令和2年度までの方
※上記対象者は、令和10年度までに限り再受検申込者に該当します。

- ①同一検定に再度受検申込みする場合に限ります。
- ②受検票または不合格通知書の原本を**D票**に貼付するか、**D票**内の「再受検申込届」を記入することで、一部書類の提出を省略することができます。(下記(4)参照)
- ③貼付する受検票等は平成16年度から令和2年度までのものに限りします。
- ④他の検定種目の「受検票」、「不合格通知書」では再受検申込みできません。
- ⑤再受検申込みの対象でない方が、書類の一部を省略した場合、申込みが無効になります。

(2) 令和11年度以降(経過措置以降)の再受検申込について

令和10年度までに第二次検定受検票の交付を受けた方は、令和11年度以降も第二次検定を再受検申込みすることができます。

(3) 再受検申込者に該当しない方

- ①初めて2級土木施工管理技術検定の受検申込みを行う方
- ②2級土木施工管理技術検定の「学科試験のみ」または「第一次検定のみ」しか受検したことがない方
- ③平成15年度学科のみ合格し平成16年度に実地のみで受検した方
- ④過去に受検申込みをしたが、書類不備又は受検辞退等により受検票を受け取っていない方

(4) 再受検申込者が省略できる書類等

- ①**A票**の**A-3**、**A-4**の記入及び証明者の記名
- ②卒業証明書
- ③住民票(ただし前回受検した後に改姓した方は戸籍抄本の提出が必要です)
- ④第一次検定に合格したことを証する書類の写し(受検対象区分②の方)
- ⑤技術士第二次試験に合格したことを証する書類の写し(受検対象区分③の方)

(5) 再受検申込者の提出書類

A票	A-1 、 A-2 のみ記入してください。
C票	25～26ページを参照し作成してください。 ※ C票 は実務経験年数も含め、すべて記入してください。 ※実務経験年数欄は、令和7年7月31日現在の実務経験年数を記入してください。
D票	24ページを参照し作成してください。
証明用写真1枚	C票 に貼付(17ページ参照)
振替払込受付証明書	受検手数料払込後、 D票 に貼付(24ページ参照)
以前の受検時の「受検票」または「不合格通知書」	D票 に貼付 ※紛失した場合は、 D票 内の「再受検申込届」を記入してください。

8. 申込書類の作成方法について (**A票**・**C票**・**D票**の作成)

(1) **A票**、**C票**、**D票**作成の際の基本的な注意事項

- ①必ず受検申込者自身が記入してください。(証明者が記入する部分を除く)
- ②黒のペンまたはボールペンで記入してください。(鉛筆及び消せる筆記用具は不可)
- ③年齢及び実務経験年数は、令和7年7月31日現在で記入してください。
なお令和7年8月1日～10月25日までの間における実務経験を加算すると受検資格を満たす方は、その予定されている見込期間を算入することで申込みが可能です。(14ページ参照)
- ④実務経験証明書に書ききれない場合は、記入前に証明書をコピーして続きを記入してください。その際、コピーした証明書にも証明者の記名が必要になります。
- ⑤提出後の加筆訂正はできません。
- ⑥受検資格に必要な実務経験年数および実務経験の内容の記載がなければ受検できませんので十分注意してください。
- ⑦再受検申込者(19ページ参照)は、**A票**の**A-1**、**A-2**及び**C票**、**D票**を作成してください。
※再受検申込者は**A-3**、**A-4**の記入は不要です。
- ⑧記入内容を訂正する場合は、二重線で訂正のうえ、余白に正しく書き直してください。訂正印は不要です。

記入内容の訂正例

※訂正方法は、**A票**・**C票**・**D票**の全てに共通です。

A-2 履歴票					
受検希望地	札 幌		受検番号	※記入しないでください	
フリガナ	コ ダイラ イチ ロウ		生年月日	昭和 9 年 5 月 31日生 (平成 (満 28 年 2 ヶ月))	本 籍 北 海 都・道 府・県
氏 名	小 平 一 郎		年 月 日 (年齢)		
フリガナ	サッポロシヨヒラクヒラギシヨウウチョウメ××		コーポ○○	×××ゴウ	
現 住 所	(〒 062 - ×××××) 札幌市豊平区平岸〇条〇丁目 ××		コーポ○○	××× 号 TEL(自宅又は携帯) 011 - ××× - ××××	
勤 務 先	(部・課まで記入のこと) △△建設株式会社 札幌支店 施工本部		道路建設課 道路工事課	TEL 011 - ××× - ××××	
勤務先所在地	(〒 060 - ×××××) 札幌市 中央区 ○○○ 3-1-1				
最終学歴および その一つ前の 学歴	学 校・学 部 名	学 科 名 機械工学科	在 学 期 間 (修 業 年 限)	卒業又は 修了の別	
	○○大学	都市建設科	H 28 年 4 月～ R 2 年 3 月 (4 年 0 ヶ月)	卒 業 修 了	
	○○高等学校	普通科	H 25 年 4 月～ H 28 年 3 月 (3 年 0 ヶ月)	卒 業 修 了	
受検資格に直接 関係のある試験 ・検定・免許	名 称	試験もしくは検定に合格した 年月日または免許を受けた年月日	備 考		
		年 月 日			

(記入例)

※確認者とは、証明者または代理の方（実務経験を証明できる直属の上司等）です。

- ・氏名、生年月日は住民票に記載されているとおりに記入してください。
- ・現住所は郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、室番号、同居先名、電話番号まで正確に記入してください。

(住民票と一致しない住所でも構いません)

- ・最終学歴は、高等学校以上の学歴について記入してください。
- ・受検対象区分①、②の方は、③に第一次検定の合格年月日および合格番号または受検年度・受検番号を記入してください。
- ・受検対象区分③の方は、⑥に技術部門名、選択科目名、合格年月日を記入してください。
- ・受検対象区分④の方は、⑦に学科試験の合格年月日および合格番号を記入してください。

※④・⑦の合格年月日または合格番号等がわからない方は未記入でも構いません。

- ・受検対象区分②～④の新規申込者のみ記入してください。
- ・受検資格に応じて必要な実務経験年数が記入されていないと受検できません。(7～8ページ参照)
- ・実務経験証明書が無記載の場合は、申込みが無効となります。
- ・実務経験の内容は9～16ページをよく読んだうえで記入してください。
- ・実務経験の期間が重複している場合、同じ月を二重に計算することはできません。(13ページ参照)
- ・証明者欄には現在の勤務先の代表者等の記名が必要です。なお、証明印は不要です。(16ページ参照)
- ・勤務先が変わった場合は、行を分けて記入してください。書ききれない場合は、20ページ④の要領で作成してください。
- ・夜間部卒業者の実務経験については15ページを参照してください。
- ・職業訓練を修了された方で、訓練期間が実務経験として認められる場合の記入方法は15ページを参照してください。
- ・工事種別・工事内容は、10～11ページの「表Ⅰ」から該当する主なものを選び記号と番号を記入してください。
- ・従事した立場は、11ページの「表Ⅱ」から該当する主なものを選び記号を記入してください。

※工事内容および従事した立場は【表Ⅰ】【表Ⅱ】に該当するものがない場合は記入欄に直接記入してください。

- ・このチェックリストは、申込者本人と証明者が実務経験等についてチェックするものです。
- ・申請書の方は1～6について確認し、「本人」欄にチェックを入れてください。（5については該当する方のみ）
- ・証明者の方は、1～5について確認し、「証明者」欄にチェックを入れてください。（5については該当する方のみ）
- ・再受検申込者は記入の必要はありません。
- ・証明者または代理の方（実務経験を証明できる直属の上司等）は、実務経験証明書とチェックリストの記載内容に間違いがないか確認し、確認欄に氏名、所属、連絡先を記入してください。

※記載内容に不明な点がある場合、証明者または代理の方に内容について照会させていただく場合があります。

① 勤務先に在籍していた期間を記入してください。
② 上記①の在籍していた期間のうち、土木施工管理に従事した実際の年数を記入してください。
 ※研修期間、休職期間、土木工事以外の業務に従事した期間などは含めないでください。

※実務経験年数の期間は、和暦（平成・令和）で記入してください。

D票

R7 2級 第二次検定（旧受検資格用）

氏名

小平 二郎

受験
希望地

札幌

受検手数料振替払込受付証明書貼付欄

再受検申込者受検票等貼付欄及び再受検申込届/紛失届

振替払込受付証明書(お客さま用)

(ご依頼人⇒郵便局・ゆうちょ銀行⇔ご依頼人)

口座 記号番号	00100-0-xxxxxx
加入者名	一般財団法人 全国建設研修センター
払込金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円 6 0 0 0
※ ご依頼人	札幌市 白石区 ○○町 X-X-X
住所氏名	ハイツ△△ X号室 小平 二郎 R7 2級二次

この証明書を貼付してください。

(承認番号東証第1075号)

日 附 印

再受検者の方へ

(再受検者専用欄)

「受検票」「不合格通知書」貼付欄

受検票または不合格通知書の原本を「氏名」と「受検番号」が印刷された面をオモテにして全面のり付けしてください。

貼付欄

※再受検申込みをする方で、過去の「受検票」「不合格通知書」を紛失された方は、下欄の「再受検申込届」に○を付け、必要事項を記入してください。
※「2級一次・学科に合格したことを証する書類」を紛失した方は、下欄の「紛失届」のどちらかに○を付け、必要事項を記入してください。

再受検申込届 / 紛失届（2級一次・学科）

受検した当時の内容を記入してください。
(分からない箇所は空欄で結構です)

受検年度	(平成・令和) 年度
受検地	
受検番号	
フリガナ	
氏名	※前回受検後に改姓した方は、戸籍謄本(または旧姓が併記された住民票)を提出してください
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日

(4) C票の作成方法

※実務経験証明書A票の記載内容と相違のないように確認してください。

令和7年度 2級土木施工管理技術検定 第二次検定(土木・鋼構造物塗装・薬液注入) 受検申込書

標記検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿

「受検の手引」の記載例を参照してください。

線枠内に該当事項を記入してください。例示してある事項については該当番号を一つ選んで記入してください。

C票

本籍地
都道府県
コード

1北海道
2青森県
3岩手県
4宮城県
5秋田県
6山形県
7福島県
8茨城県
9栃木県
10群馬県
11埼玉県
12千葉県
13東京都
14神奈川県
15新潟県

16富山県
17石川県
18福井県
19山梨県
20長野県
21岐阜県
22静岡県
23愛知県
24三重県
25滋賀県
26京都府
27大阪府
28兵庫県
29奈良県
30和歌山県
31鳥取県
32島根県
33岡山県

34広島県
35山口県
36徳島県
37香川県
38愛媛県
39高知県
40福岡県
41佐賀県
42長崎県
43熊本県
44大分県
45宮崎県
46鹿児島県
47沖縄県
99外国籍

整理
番号

4582333189769

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

令和7年7月7日撮影

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

誓約欄：上記記載事項と実務経験証明書が事実と相違がある場合、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

令和7年7月10日

氏名 小平 二郎

C票作成時の注意事項（再受検申込者の方も必ず記入してください）

左図記入例の赤字の番号①～⑮についての説明は次のとおりです。

- ① 証明用写真を貼付してください。(17ページ参照)
- ② 受検種別の番号を○で囲んでください。(受検申込後は受検種別の変更はできません)
- ③ 区分1～3の該当する番号を○で囲んでください。
- ④ 区分1を○で囲んだ方は、「第一次検定の合格番号」または「第一次検定の合格年度および受検番号」を記入してください。
- ⑤ 区分3を○で囲んだ方は、学科試験の合格番号を記入してください。
- ⑥ 新規に受検される方は「1」、再受検申込みの方は「2」を○で囲んでください。
(2の再受検を○で囲んだ方は、受検時の受検年度と受検番号を記入してください。ただし技術士の方は、令和2年度以前の「実地試験のみ」の受検実績で再受検申込みする場合、受検年度および受検番号の記入は不要です)
- ⑦ 希望する試験地の番号を○で囲んでください。
- ⑧ 左側の本籍地都道府県コードを記入してください。外国籍の方は99と記入してください。
- ⑨ 通称名がある外国籍の方は記入してください。(ただし住民票に記載がない通称名は無効です)
- ⑩ 受検票等の送付先を記入してください。送付先を勤務先にする方は勤務先名まで記入してください。
なお、合格後に合格証明書の交付申請手続きをされる方は、こちらに記入した住所が合格証明書の発送先住所として登録されます。
- ⑪ 日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ⑫ 学科の番号は、42ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」の学科コード番号を確認してください。
指定学科に該当しない学科を卒業された方、中学校が最終学歴の方は、「12」をお選びください。
- ⑬ 国外の学校を卒業した方は○を記入してください。(34ページ参照)
- ⑭ 受検種別を○で囲んでください。
- ⑮ 工事種別および立場は、自身の実務経験のうち代表的なものを1つ選んで記入してください。
- ⑯ 現在の勤務先に該当する番号を記入してください。複数ある場合は主なもので結構です。
- ⑰ 記入内容に間違いがないか確認し、作成日と受検申込者の氏名を記入してください。

実務経験年数（左図⑮）は必ず記入してください。※未記入の方は受検できません。

⑮ 必ず記入してください。(受検資格に応じて必要な実務経験年数を記入してください)

※再受検申込者は、令和7年7月31日現在の実務経験年数を記入してください。

9. 受検申込受付期間・申込方法等について

受付期間	令和7年7月2日(水)～7月16日(水)
提出先	一般財団法人全国建設研修センター 土木試験課 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6860

- ① 締切日7月16日(水)の消印まで有効です。それ以降のものはいかなる理由があっても受け付けません。
- ② 申込書類一式を指定の申込用封筒に入れ、受検申込者個人別に郵送してください。
- ③ 必ず郵便局の窓口で、簡易書留郵便で郵送してください。ポストに投函しないでください。
- ④ 消印の付かない郵便(料金別納・料金後納)については締切日までに到着したものに限り受け付けます。
- ⑤ 一つの封筒に複数人の申込書類を同封して郵送した場合は、申込みを受け付けません。
- ⑥ 宅配便等を利用した申込みや直接持参による申込みは、固くお断りします。
- ⑦ 申込書類に不備や不足があると受検できませんので、必ず受検申込者が記入・確認のうえ郵送してください。
- ⑧ 申込書類提出後の種別、検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。
- ⑨ 提出書類は返還いたしません。

10. 受検手数料（6,000円）

- ① 受検手数料の払込みだけでは受検申込みとはなりません。必ず申込書類一式の提出が必要です。
- ② 受検手数料は消費税非課税です。(インボイス対応取引ではございません)

11. 受検取消について

- ① **9月19日(金)(消印有効)**までに「(様式ロ)受検辞退届」(38ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。
- ② 受検手数料は、郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。(12月下旬予定)
- ③ 「(様式ロ)受検辞退届」をコピーして必要事項を記入し、以下の宛先まで郵送してください。

【郵送先】
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「受検辞退係」

12. 住所変更等について

申込書類の提出後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)等に変更があった場合は、「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(37ページ)をコピーし、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中連絡の取れる電話番号及び変更事項を記入のうえ、以下の宛先まで郵送してください。

氏名を変更した方は戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)も併せて提出してください。
※(様式イ)が未提出の場合は、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

【郵送先】
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「住所変更係」

13. 受検票の送付について

受検票は**10月6日(月)**に発送予定です。

- ① 受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- ② 受検票が届かない方は、10月10日(金)以降にお問い合わせください。
- ③ 受検資格のない方および書類不備等により受検できない方には、事前に文書にて通知します。
- ④ 受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- ⑤ 受検票を紛失した方は、必ず事前に土木試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ試験当日に試験会場の受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ⑥ 試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- ⑦ 試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

14. 受検地変更について

- ① 試験地の変更は原則として認めておりません。ただし転勤・転居等のやむを得ない事情で変更を希望される場合は、**10月20日(月)(必着)**までに次のA～Dを以下の宛先までお送りください。

A.(様式イ)変更届……………「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(37ページ)をコピーし、必要事項を記入してください。

B.受検票の写し……………受検票を受け取っていない方は不要です。

C.変更理由の証明……………転勤辞令や出張命令書等のコピーを提出してください。

D.返信用封筒……………宛先明記の110円切手を貼ったもの。(長形3号)
(速達を希望される方は合計410円分の切手を貼ってください)

- ② 住所(今後の文書等の送付先)が変更になる方は、新住所も忘れずに記入してください。
- ③ 受検地変更承認後、お送り頂いた返信用封筒で「受検地変更許可書」を郵送しますので、指定した会場で受検してください。
- ④ 受検地変更許可書が届かない方は、必ず10月24日(金)までにお問い合わせください。

【郵送先】
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「受検地変更係」

15. 試験日時・試験地・試験の内容について

(1) 試験日 令和7年10月26日(日)

(2) 試験時間

入 室 時 間	13時45分まで
受 検 に 関 す る 説 明	13時45分～14時00分
試 験 時 間 (第二次検定)	14時00分～16時00分

(3) 試験地

【種別：土木】

札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、高松、高知、福岡、鹿児島、那覇

【種別：鋼構造物塗装・薬液注入】

札幌、東京、大阪、福岡

※試験会場は受検票でお知らせします。

※試験会場の確保等の都合により、やむを得ず近郊の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

(4) 試験の内容

次の検定科目の範囲とし、記述式の筆記試験を行います。

種別：土木

検定区分	検定科目	検 定 基 準
第 二 次 検 定	施工管理法	1. 主任技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 主任技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。 3. 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。

種別：鋼構造物塗装

検定区分	検定科目	検 定 基 準
第 二 次 検 定	鋼構造物塗装 施工管理法	1. 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。 2. 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 3. 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。

種別：薬液注入

検定区分	検定科目	検 定 基 準
第 二 次 検 定	薬液注入 施工管理法	1. 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。 2. 薬液注入に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、地盤の強化等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 3. 設計図書に基づいて土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。

(5) 合格基準

次の基準以上の者を合格とします。ただし、試験の実施状況等を踏まえ変更する可能性があります。

・第二次検定 得点が 60%以上

(6) 個人の成績の通知

成績の通知は以下のとおり行います。なお、通知する成績については全体の結果のみとし、設問ごとの得点については通知いたしません。

・第二次検定 【評定】 A：合格（合格基準以上）
B：得点が40%以上合格基準未満
C：得点が40%未満

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

16. 受検に際しての注意

- ※ 事前に交通機関、経路、所要時間などを確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。
- ※ 試験会場及びその付近には駐車・駐輪できませんので、自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。公共交通機関（電車・バス等）をご利用ください。駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。

(1) 試験当日に必要なもの

- ① 受検票
- ② 筆記用具（HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）
※万年筆、ボールペンでの記入は禁止します。
※電卓等は使用できません。
- ③ 時計（計算機能、辞書機能、通信機能を持つ時計及び携帯電話による時計機能の使用は不可）

(2) 試験会場における注意

- ① 試験当日は13時30分までに来場し、受検票の受検番号によって指定された試験室に入室し、その番号の席につき、受検票は机の上に置いてください。（受検票がないと受検できません）
- ② 受検票を紛失した方は、試験当日に試験会場の受付で再発行の手続きを行ってください。（顔写真付きの身分証明書をご持参ください）
- ③ 試験室内での言動は、試験監督者の指示に従ってください。
- ④ 試験開始後1時間以内及び試験終了時刻10分前以降は退室できません。
- ⑤ 試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、試験問題は試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者に限り持ち帰りを認めます。途中退室者は、退室時及び試験終了後の持ち帰りはできません。
- ⑥ 解答用紙を試験室から持ち出すことを禁止します。持ち出した場合は、不正行為となります。また、解答用紙が未提出の場合は、失格となります。
- ⑦ 受検票及び座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。
- ⑧ 不正行為を行った者及び試験監督者の指示に従わない者には、退場を命じます。
- ⑨ 試験室内では携帯電話等の電子機器の電源を切り、指定の封筒に入れカバン等にしまってください。また、時計代わりの使用も禁止します。
- ⑩ 試験中、机の上に置いてよいものは、「受検票」「鉛筆又はシャープペンシル」「消しゴム」「時計」だけです。その他のもの（筆箱・飲み物等）は机の上に置かないでください。また、帽子やイヤホンの着用は認められません。
- ⑪ 喫煙は、指定の場所以外では厳禁です。（試験会場により、場内禁煙となる場合があります）
- ⑫ 自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。

17. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて

障がいのある方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、試験日の1ヵ月前までに以下の手続きが必要です。（過去に手続きを行った方も改めて手続きを行う必要があります）

(1) 申込みに際しての前提条件

- 障がいのある方が本検定を受検しようとする場合は、以下の3つの条件を満たしている必要があります。
- 1. 本検定の受検資格を有すること
 - 2. 工事現場において施工管理技士、又は施工管理技士補としての業務を遂行できること
 - 3. 受検者単独で受検できること

(2) 手続方法について

- 当センター土木試験課までお電話いただき、障がい等の内容（症状・程度）等をお伝えください。
- また、当方より「特別受検申請書」を送付しますので、以下①～②の書類を一括して試験日の1ヵ月前までに当センターへ郵送してください。
- ① 特別受検申請書
 - ② 障害者手帳のコピー、診断書のコピー等障がい等の内容が分かる書類
※提出された書類により、後日、電話にてご連絡差し上げることがあります。
※障がい等の症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

18. 試験問題の公表について

第二次検定の試験問題は、当センターホームページで、令和7年10月27日（月）13時から1年間公表します。
※第二次検定の解答は公表しません。

19. 合格発表について

合格発表日	令和8年2月4日(水)
公表期間	令和8年2月4日(水)9時～2月18日(水)

(1) 結果通知書の発送及び合格者の受検番号の公表

上記合格発表日付けで当センターから合格者及び不合格者あてに文書で通知します。

また、当センターホームページで第二次検定合格者の受検番号を公表します。

※試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

(2) 結果通知書が未着の場合

- 令和8年2月10日(火)を過ぎても結果通知書が届かない場合は、当センター土木試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り、可否の結果をお伝えします。
- ※「個人情報の保護に関する法律」により、本人以外の問い合わせにはお答えできません。
- ※当センター以外では、電話による可否の問い合わせは一切受け付けません。

20. 第二次検定合格証明書の交付申請手続について

- 第二次検定に合格後、結果通知書に同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請した方には、「2級土木施工管理技術検定 第二次検定合格証明書（2級土木施工管理技士）」が本人あてに交付されます。（令和8年3月頃以降、国土交通省より発送予定）
- ※第二次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

21. 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請について

(1) 指定学科以外の国外の大学・高等学校を卒業した者として受検申込する場合

- 申込用封筒に「卒業証明書・卒業証明書の和訳・誓約書」を同封してお申し込みください。
- ・国土交通省HP参照「学歴の証明に必要な書類（国外の学歴で受検する者）」
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001492810.pdf)

(2) 指定学科の国外の大学・高等学校を卒業した者として受検申込みする場合

- 国土交通大臣認定審査の申請が必要となります。事前に当センター土木試験課まで連絡の上、必要書類を申込受付期間内に必ず別送にて送付してください。（申込用封筒には入れないでください）
- ・国土交通省HP参照「指定学科の卒業と同等の受検資格認定申請（国外学歴）（PDF形式）」
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001841784.pdf)
- ※注意
- ・審査の過程で追加資料を求める場合があります
 - ・申請者の現住所が国外の場合は申請できません

【大臣認定審査の申請に必要な書類】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 技術検定受検資格認定申請書（国外学歴）（様式1）2. 卒業証明書原本（和訳及び和訳の※<u>公証手続き</u>が必要です）3. 成績証明書原本（和訳及び和訳の※<u>公証手続き</u>が必要です）4. 履修科目一覧（様式2）5. 履歴書（様式3）6. 身分証明書（運転免許証のコピー、住民票等）【日本国籍の場合のみ必要】7. 在留カードのコピー【外国籍の場合のみ必要】 |
|---|

- ※公証について
- ・卒業証明書、成績証明書の外国書類及びその和訳書類について、①署名または記名押印の認証、②宣誓認証 のいずれかの手続きが必要となります。
 - ・詳細な公証手続きについては、お近くの公証役場にお問い合わせください。
〈参考：法務省 HP〉<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>

【申請書類の郵送先】

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
一般財団法人全国建設研修センター 土木試験課「国外学歴受付係」

【審査結果等について】

- ・審査後、国土交通大臣から技術検定の受検に必要な実務経験年数を記載した「国土交通大臣認定書」が当センターへ通知されます。
- ・当センター土木試験課から本人あてに受検票の送付をもって、受検資格が認められたこととします。
- ・土木施工管理技術検定以外の検定を受検する場合は、検定ごとに個別に申請してください。
- ・審査結果によっては、受検できないこともあります。

【国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課技術検定係
TEL 03-5253-8111(代) 「技術検定-国土交通省」で検索
HPアドレス
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html

22. 国外における実務経験について

(1) 建設業許可を受けた業者における日本国外の実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う日本国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。

※建設業の許可書の写し等を受検申請書に同封してください。

(2) 上記(1)以外の日本国外の実務経験について

上記以外の国外における実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別に申請し、認定書の交付を受けることで、土木施工管理の技術検定を受検することができます。

※申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

※国外における実務経験の認定書の交付手続きは、認定審査が約6ヶ月程度の期間を要するとされています。受検申込みに際しては、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。

(認定に関する問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課技術検定係

TEL 03-5253-8111(代)「技術検定-国土交通省」で検索

HPアドレス

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html

23. よくある質問

Q. 再受検申込みの申請方法は？

A. 原則直近の受検実績が令和3年度以降の方は、インターネットからお申し込みください。
直近の受検実績が平成16年度から令和2年度の方は、書面でのお申し込みになります。

Q. 卒業証明書が旧姓ですが大丈夫ですか？

A. 卒業証明書とともに戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）も提出してください。

Q. 記載内容を書き間違えてしまったのですが、訂正方法はどうすればよいですか？

A. 訂正箇所を二重線で消して訂正事項を上下余白に記入してください。訂正印は不要です。

Q. 申込後に氏名、本籍、住所(受検票等の送付先)が変わりました。どうすればよいですか？

A. 「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(37ページ)に必要事項を記入し、住所変更係あてに郵送してください。(郵送先は27ページ参照)

Q. 試験会場を教えてもらえますか？

A. 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは会場は確定しておりません。
また、毎年同じ会場とは限りません。

Q. 試験当日に急な用事が入ったため受検できなくなったのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 受検辞退の締切日前でしたら、「(様式ロ)受検辞退届」(38ページ)を提出した方に限り受検手数料を返金いたします。締切日後は受検手数料をお返しできませんので、特に手続きは不要です。試験当日そのまま欠席していただいて構いません。

Q. 試験問題、解答の内容等について問い合わせできますか？

A. 試験問題、解答の内容等についてはお答えできません。

Q. 講習会や参考書は紹介してもらえるのですか？

A. 当センターは試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会等は実施しておりません。
また、参考書等につきましても紹介等は行っておりません。

Q. インボイス対応の領収書を発行してください。

A. 受検手数料は非課税取引です。インボイス対応取引ではございません。
郵便局から受け取った「振替払込請求書兼受領証」が受検手数料の領収書となります。

Q. 受検手数料を払い込みましたが、受検申込みはしませんでした。

どうすればよいですか？

A. 土木試験課までご連絡ください。

24. （様式イ）住所・氏名・本籍・受検希望地変更（訂正）届について

二次

令和7年度 2級土木施工管理技術検定 第二次検定
(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届

申込時の試験地

申込時の氏名

受検番号

フリガナ

氏 名

(氏)

(名)

(名)

生年月日

昭和
平成

年 月 日

※ 受検番号がわかる方は記入してください。

(自宅・携帯・勤務先)

—

—

※変更内容について、確認する場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

① 新住所（受検票等の送付先）

※ マンション・アパート等は部屋番号まで詳しく正確に記入してください。

※ 送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所、勤務先名、所属まで詳しく正確に記入してください。

フリガナ	(〒 —)
新住所	

※ 住民票の提出は不要です。

② 氏名変更 ※戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を提出してください。(コピー不可)

フリガナ	(氏)	(名)
旧氏名		

 →

フリガナ	(氏)	(名)
新氏名		

③ 本籍変更

旧本籍	
-----	--

 →

新本籍	
-----	--

 ※ 同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。

④ 受検希望地変更 (手引の「受検地変更について」をよく読んで記入してください)

申込時の試験地	変更後の試験地	変更の理由

※申込書類提出後に変更が生じた場合、このページをコピーして使用してください。

※該当項目のみ記入してください。

25. （様式ロ）受検辞退届（受検申込後の取消手続きについて）

(1) このページをコピーして必要事項を記入し、受検取消の締切日（消印有効）までに以下の宛先まで郵送した方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。締切日後については、いかなる理由でも受検の取消はできません。(27ページ参照)

(2) 受検手数料から郵便料・為替発行料を差し引いた金額を、普通為替で返金いたします。(12月下旬予定)

【郵送先】

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「受検辞退係」

(様式ロ) 受検辞退届

令和7年度2級土木施工管理技術検定 第二次検定の受検申込みをしましたが、下記理由により受検できなくなったため、受検を辞退します。

令和7年 月 日

一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課 御中

2級二次

フリガナ	
申込者氏名	
生年月日	(昭和 ・ 平成) 年 月 日
辞退理由	
日中に連絡がとれる連絡先	(自宅・携帯・勤務先) — —
受検手数料の返金先住所	〒 ※勤務先の住所にする場合は、勤務先名、所属まで記入してください。
申込時の試験地	

本人署名・捺印 _____ ㊞

施工管理技術検定における
自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について

【 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について 】

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として、再試験は実施しませんが、受検手数料については返金いたします。

なお、当センターは、中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いません。

【 試験実施に関する情報提供 】

自然災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、当センターホームページで事前にお知らせする予定です。

自然災害等の不可抗力による試験中止等については、原則※として、当センターホームページに掲載します。

※ 試験前日又は当日に、試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合には、その旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

土木施工管理技術検定 指定学科一覧

国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科 ・学校教育法による学校に共通の指定学科 ・専門学校(専門士または高度専門士の称号が付与された方に限る)	→	表 1 42 ページ参照
学校により指定学科に準ずると認められている学科 ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・高等学校	→	表 2
専門学校等で指定学科と認められている学科 ・専門学校等(大学卒業と同等) ・専門学校等(短期大学卒業と同等) ・専門学校等(高等学校卒業と同等)	→	表 3
指定学科と認められている専攻科 ・高等専門学校の専攻科 (大学卒業と同等) ・高等学校の専攻科 (短期大学卒業と同等)	→	表 4
指定学科と認められている職業訓練 ・職業訓練(大学卒業と同等) ・職業訓練(短期大学卒業と同等)	→	表 5
実務経験年数に算入できる職業訓練	→	表 6

【注意事項】

- ① 学科名にコース、講座、専攻等の記載があるものは、**コース、講座、専攻等が記載された卒業証明書が必要です。**
- ② 表中に※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書の他に履修科目および単位数が確認できる**成績証明書または履修証明書が必要になります。**
- (当センターホームページ掲載の履修条件で、ご自身の履修科目・単位数が条件を満たしているかご確認ください。)

【表 1】国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科

学校教育法による次の学校に共通する指定学科です。

○大学

○短期大学

○高等専門学校(5 年制)

○専門学校(専門士または高度専門士の称号を付与された方に限る)

○高等学校・中等教育学校(中高一貫 6 年)

(注) 上記学校の卒業者で表 1 に該当しない場合、表 2 以降を参照してください。

(注) 専門学校の卒業者は「専門士」または「高度専門士」の称号を確認できる証明書が必要です。

(注) 専門学校で「専門士」または「高度専門士」の称号を付与されていない方は、表 3 を参照してください。

(注) 下表の学科名について、科目名が合っていれば末尾の「科」「学科」「工学科」はいずれにも置き換えることができます。

(例：土木科・土木学科・土木工学科でも可とする。ただし、農業工学科・農林工学科・森林工学科及び林業工学科を除く)

学 科 コード	指 定 学 科			
01	土木(工学)科 海洋土木工学科 環境設計工学科 建設技術科 建築土木科 社会建設工学科 土木環境工学科	開発工学科 環境開発科 環境土木科 建設基礎工学科 構造工学科 水工土木(工)学科 土木建設工学科	海洋開発(工学)科 環境建設科 建設(工学)科 建設工業科 資源開発工学科 地質工学科 土木建築(工学)科	海洋工学科 環境整備工学科 建設環境工学科 建設システム(工学)科 社会開発工学科 土木海洋工学科 土木地質科
02	農業土木(学)科 農業開発科 農林工学科 農業工学科(ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く) 学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻 学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻 学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻	生活環境科学科 農業技術学科 農林土木科	生産環境工学科	地域開発科学科
03	森林土木(学)科	森林工学科	林業工学科	林業土木科
04	鉱山土木学科			
05	砂防学科			
06	治山学科			
07	都市工学科	環境都市工学科	都市システム(工学)科	
08	衛生工学科 設備(工業)科	環境(工学)科 設備システム科	空調設備科	設備工学科
09	交通工学科			
10	建築(学)科 建築設備工学科 造形工学科	環境計画学科 建築第二学科	建築工学科 住居科	建築システム科 住居デザイン科
11	緑地(学)科 緑地工学科 造園(学)科 造園土木科	環境緑化科 緑地土木科 環境造園科 造園緑地科	環境緑地科 林業緑地科 造園工学科 造園林学科	緑地園芸科 造園デザイン(工学)科

ご 注 意

一般財団法人全国建設研修センターと似た名称を用いて申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当センターとは一切関係ありません。

当センターは出先機関や代行機関は設置しておりません。

申込みは、受検者本人が直接当センターあてに簡易書留で郵送してください。

不正行為に対する受検禁止措置について

申込書類の記載等に不備がある場合や、不正行為が発覚した場合、受検もしくは合格を取り消し、最長3年間の受検禁止措置がとられます。

一般財団法人 全国建設研修センターのプライバシーポリシー

- ・一般財団法人 全国建設研修センターは、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。
- ・当センターは、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として受検申込者の氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。なお、これらの情報は試験を実施するための重要な情報として利用し、それ以外の目的では利用しません。
- ・受検申込者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- ・受検申込みの際に提出された申請書類の内容を外部に公開、提供することはありません。また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当センターは法令等に基づきその要請を拒否し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。ただし、法令等に基づく公的機関からの要請により開示しなければならない場合は、個人情報を提供する場合があります。
- ・個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に努めます。
- ・ただし、合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 **全国建設研修センター 土木試験部**

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

T E L 042-300-6860

ホームページアドレス <https://www.jctc.jp/>

電話によるお問い合わせ応対時間 9:00~17:00

土・日曜日・祝日は休業日です。

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※落丁本、乱丁本は取扱所で交換いたします。(不許複製)

◎検定に関する最新情報はホームページをご確認ください